

墨田区告示第 3 4 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、既に認可した地縁による団体の告示に係る事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

墨田区長 山 本 亨

- 1 名称
小梅三丁目町会
- 2 事務所
墨田区向島三丁目 3 5 番 7 号
- 3 代表者の氏名及び住所
氏 名 西村 紀子
住 所 墨田区向島三丁目 4 1 番 3 号
- 4 告示した事項のうち変更があった事項及び内容
(1) 代表者の氏名及び住所を次のように改める。
氏 名 西村 紀子
住 所 墨田区向島三丁目 4 1 番 3 号